

公立大学法人沖縄県立芸術大学再雇用職員就業規則

令和3年4月1日

沖芸大規則第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務する再雇用職員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則において「再雇用職員」とは、法人の定年退職者等（公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第20条第1項の規定により退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして第3項で定める者をいう。以下同じ。）のうち、同規則第21条の規定により雇用された者をいう。

2 再雇用職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 再雇用フルタイム勤務職員 常時勤務を要する職に雇用された者
- (2) 再雇用短時間勤務職員 短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、就業規則第2条第1項に規定する職員（以下「正規職員」という。）の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）に雇用された者

3 第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く）
(法令との関係)

第3条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第4条 法人及び再雇用職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

(再雇用の方法)

第5条 理事長は、定年退職者等が、再雇用を希望した場合には、再雇用職員として雇用する。ただし、就業規則第22条第1項及び第2項に規定する事由に該当する職員については、この限りでない。

(雇用期間)

第6条 再雇用職員の雇用期間は、1年以内とし、会計年度を超えてはならない。

2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 再雇用の雇用期間の更新は、職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

4 理事長は、雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ当該再雇用職員の同意を得なければならない。

(雇用期間の末日)

第7条 再雇用を行う場合及び雇用期間の更新を行う場合の雇用期間の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

第8条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる日に退職し、再雇用職員としての身分を失う。

(1) 退職を申し出て、法人に承認された場合 法人に承認された退職の日

(2) 前条に定める雇用期間を満了した場合（雇用期間が更新される場合を除く。）
雇用期間満了の日

(3) 死亡した場合 死亡の日

第3章 給与

(給与)

第9条 再雇用職員の給与については、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員給与規程（令和3年沖芸大規程第13号）の定めるところによる。

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

第4章 その他

(業務災害等)

第11条 再雇用職員の業務上の災害及び通勤上における災害に対する補償については、労基法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令の定めるところによる。

(社会保険等)

第12条 再雇用職員の社会保険等は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令に定めるところによる。

(就業規則の準用)

第13条 就業規則のうち第6条（労働条件の明示）、第13条（赴任）、第14条（休職）、第19条（自己都合による退職手続）、第22条（解雇）、第23条（解雇制限）、第24条（解雇予告）、第25条（退職者の責務）、第26条（退職証明書）、第29

条（誠実義務）、第 30 条（職務に専念する義務）、第 31 条（服務心得）、第 32 条（信用失墜行為等の禁止）、第 33 条（守秘義務）、第 34 条（文書の配布、集会等）第 36 条（ハラスメント等の防止等）、第 37 条（職員の倫理）、第 38 条（勤務時間、休日及び休暇等）、第 39 条（育児休業等）、第 40 条（介護休業等）、第 41 条（研修）、第 42 条（表彰）、第 43 条（懲戒の事由）、第 44 条（懲戒の種類及び内容）、第 45 条（訓告等）、第 46 条（損害賠償）、第 47 条（安全衛生管理）、第 48 条（健康診断）、第 49 条（出張）、第 50 条（旅費）、第 51 条（福利厚生）、第 53 条（職務発明等）の規定は、再雇用職員に準用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。